

《資料》

三月革命期における騎士領プルシェン
シュタイン所属村落(南ザクセン)から
の請願書(Ⅳ・完)

松 尾 展 成

(4) 付録「革命の牧歌」 (Ein Revolutionsidyll)

「ザクセンで初めての農民一揆の噂は……プルシェンシュタイン領主裁判区……から来た」と、私は「序論」⁽¹⁾で、R. ツァイゼ氏の記述を引用した。以下は、それに関連する1848年4月10日付、ザイダの弁護士グスタフ・トロイト (Gustav Treuth) のプルシェンシュタイン城主宛公開状と、それに付けられた編者パウル・クナウト (Paul Knauth) の解題の邦訳である⁽²⁾。しかし、これを訳出する前に、記しておきたいことが2点ある。

第1に、この公開状の著者G・トロイトについて。彼は公開状の末尾にザイダの弁護士と署名しており、本文では、[1848年3月22日に⁽³⁾] 領主に提出される予定であったフリーデバハ村の請願書⁽⁴⁾の起草者であり、この騎士領のすべての領民から意見を聞く機会を毎日持っている、と書いている。また、編者P. クナウトによれば、G. トロイトは『ザイダの報知者』(Saydaer Anzeiger)の編集・発行人であった。

さらに、国立ドレスデン文書館は1981年11月16日付回答でG. トロイトについて、興味深い事実を教えてくれた。同文書館の「1830年から1867年までの政治犯目録」⁽⁵⁾によれば、G. トロイト (生没年不詳) はライプツィヒで法学を学んだ後、ザイダ市で弁護士・公証人となり、そこに“Freie Gemeinde” (活動内容不明)を創設した。彼は48年にはフリーデバハ村とクラウスニツ村⁽⁴⁾の請願書を起草した。49年5月にドレスデン蜂起に参加したために、彼はプルシェンシュタインで拘留され、35ターラーの罰金を科されるとともに弁護士・公証人の資格を停止された。50年から54年の期間にも彼は警察の監視下にあった。56年に彼は旅券を得て、出国した。その後は、彼がブリュッセルとパリに立ち寄ったことだけ

が、分かっている。

第2に、公開状の掲載された新聞『ザイダの報知者』について。編者P. クナウトによれば、G. トロイトの公開状は同紙第1-3号(1848年4月20日-5月4日)に掲載された。P. クナウトはさらに、「自由・平等・博愛」をモットーとしたこの「傾向新聞(Tendenzblatt)」の、1848年4月20日から10月12日までの号が自分の手許にあるが、この新聞の現存部数は多くないであろう、と記している。

そこで、私は1848年の『ザイダの報知者』の所在調査を試みた。ところが、この新聞は、全ドイツを対象とした Hagelweide には言うまでもなく、第一次大戦後の旧ザクセン州から第二次大戦後に分離独立した3地区についての Jacob, Wüstling, Pepino (a), Pepino (b)⁽⁶⁾, Wolf にも見出されない。念のために、ザイダ市文書館とマリーエンベルク市文書館に所蔵調査を依頼した。しかし、前者については1980年8月5日付、後者については83年2月1日付で、同紙を所蔵しないとの回答があった。したがって、今日ではG. トロイトの公開状はP. クナウトによる抜粋でのみ読みうるし、同紙第4号(1848年5月11日付)に載せられた、ノイハウゼンの家庭教師・牧師補カルル・ハインリヒ・フェルトマン(Carl Heinrich Feldmann)の領主弁護論は、P. クナウトの引用した数行を除いて、読みえないのである。

〔編者解題〕

ザイダ〔市〕近郊フリーデバハ⁽⁷⁾村の住民たちは、「狂気の年」1848年においてさえも、その名前〔平穏な小川〕の名誉を守っていた。あらゆる挑発にもかかわらず、彼らは温和な人々であった。その時突然に、「隣りに悪いやつがいて、それがお冠をまげた日には、どんなおとなしい人間でも、あんまり無事ではおられまい」⁽⁸⁾という詩人の言葉が、彼らについても当てはまることになった。フリーデバハはまったく反乱の中にあり、農民たちは大鎌と乾草用熊手で武装してプルシェンシュタイン城に行き、プルシェンシュタインの領主フィリップ・ウツ・フォン・シューンベルク⁽⁹⁾が農場領主へのすべての貢租をただちに免除しないならば、それ〔城〕に放火すると脅迫した、との、フライベルク地方に例のない噂が広がったのである。そして、ライプツィヒのドイツ一般新聞⁽¹⁰⁾には、一匿名者が、「フリーデバハ、クラウスニツ⁽¹¹⁾などの村々の農民の、常軌を逸した要求と殺人・放火による脅迫」について報告した。——ライプツィヒ新聞⁽¹²⁾においてもプルシェンシュタイン通信員は、フ

リーデバハの農民が彼らの農場領主に強力な要求を提出した、と主張した。

ところで、真相はどうであったか。フリーデバハ、ザイフェン⁽¹³⁾ およびハイデルベルク⁽¹⁴⁾の農民は、彼らの農場領主に納付すべき重い負担と貢租に呻吟していた。もっとも重圧的と考えられていたのは、これらの村々の貧乏な轆轤工がプルシェンシュタインに支払うべき、いわゆる「轆轤賃租」(Drehzins)であった。さて、最初に勇気を出して、時代の雰囲気を利用したのは、フリーデバハ村民であった。4月に⁽¹⁵⁾にフリーデバハの代表者(Abgeordnete) 数人はプルシェンシュタインの領主フォン・シェーンベルクに請願書(Adresse)を提出した。彼らは農場領主に対して、「農民地保有者(Begüterte)に課される、土地領主への負担の一部を寛大に免除すること、借家人たる小屋住農(Hausgenossenhäusler)と借家人とを、彼らは、いずれにせよ、ほとんど、あるいは、まったく支払うことができないのであるが、解放することを……請願」したのである。この請願書の起草者はザイダ[市]の弁護士グスタフ・トロイトであった。彼が編集・発行人であった『ザイダの報知者』の最初の3号——1848年4月20日、4月27日および5月4日。いずれも木曜日——には、「貴族の従兄弟たちと閣下たち(seine Vetter und Liebe)のための付録を付けた、プルシェンシュタインの領主フィリップ・ウッツ・フォン・シェーンベルク宛」の、4月10日の日付を持つ、発行人の公開状が見出される。この週刊新聞の1848年4月20日から10月12日までの号が私の手許にあるが、この新聞は自ら傾向新聞と称して、最初のフランス革命から借用された、そして、フランスでは今日でもなお至る所でみられる、有名な標語「自由、平等、博愛」を掲げている。

フリーデバハの代表者たち(Abgesandte)を土地領主はもの柔らかに応接した。領主は、領主と領民との間のあらゆる紛争と不和が今後なくなるように、との希望を表明し、提出された懇願を可能なかぎり配慮する、と約束し、3日以内に自分の決意を述べる、と明言した。しかし、実際には、与えられたこの3日間を領主フォン・シェーンベルクは城を空にし、家族を避難させ、その他のいくつかの措置によって、本式の攻囲に対する準備をするために利用したのである。彼自身が城内に留まったのは、土地の聖職者に勧告されたからである。100人の兵士が、磨かれたサーベルと実弾薬筒を持ち、4人の士官とともに真夜中にザイダ⁽¹⁶⁾を通して突進し、ノイハウゼン⁽¹⁷⁾に進入した時、要塞としてのこの城の姿は完全なものとなった。二つの集落[ザイダ市とノイハウゼン]には、同じ夜に市民警備隊(Bürgerschützwachen)も創られた。プルシェンシュタイン城を警備すべき騎兵は、フライベルク

守備隊 (Garrison)⁽¹⁸⁾ に属していたが、歩兵の若干はドレースデンからも呼び寄せられた。

もちろん、領主フォン・シェーンベルクのこの振る舞いをトロイトは、辛辣なペンでもって激しく攻撃した。この公開状において彼が指摘しているところでは、シェーンベルク領の村々のどこにおいても秩序破壊はまったく生じていなかった。とくにフリーデバハ村は法律の大地を一歩たりとも外れていなかった。脅しが行なわれたとすれば、——そして、脅迫状と放火脅迫状はザイフェン村とハイデルベルク村から来たという——それは村々のせいではなく、脅迫者〔たる領主〕のせいである。領主フォン・シェーンベルクは「武器の騒めきと馬の足掻き」のために領民の信頼と愛情を失ったのである。彼は、軍隊の給養のために用いた金額を、彼の〔所領の〕木材轆轤工の空っぽの胃を満たすために使った方がよかったであろう。「ザイフェンとハイデルベルクは閣下のアイルランドであり、閣下のフォークトランドであり、同時に閣下のシュレージエンである。それにもかかわらず、風評を信じてよいとすれば、百万長者として世に知られている閣下、人間の眼では見渡すことのできないほどの森林と地所を持つ閣下は、郡長 (Bezirksamtschauptmann)⁽¹⁹⁾ に勧められて、貧乏な轆轤工に領主への貢租、いわゆる轆轤賃租を免除した時、ほとんど涙を流さんばかりであった」。

トロイトのこの叙述に対しては『ザイダの報知者』第4号(1848年5月11日)でノイハウゼンの家庭教師 (Privatlehrer) G. H. フェルトマンが反論している。彼は農場領主を弁護して、次のように述べている。軍事的措置は、いずれにせよ、当局の承認によってのみなされるものであり、また、なされたのであるが、この措置は、請願する自治体に対するものではなく、脅迫者に対するものであった。轆轤工貢租 (Drechslerzins) について言えば、それは保護金や織機貢租と同じく、すでに1845年に廃止された。「そのほかに領主フォン・シェーンベルクは、労働不能者が持続的に受け取っている、多くの気前のよい施物を含めないで、今年の間には260ターラー分の穀物と木材を贈与し、仕事のない領民の雇用のために300ターラーを提供した」。

実際、他の報告によっても、ウッツ・フォン・シェーンベルクは秘かな慈善家であったことが確認される。いずれにせよ、彼は、まったく公正だとしても、自分の権利は断固として、また、精力的に主張する領主であった。(このことは、例えば、フォン・シェーンベルク＝ビーブラーン男爵⁽²⁰⁾ が1848年7月4日のザクセン上院の会議において、騎士層の土地所有の地位と農民のそれとを等しくすることを求める請願書 (Petition)⁽²¹⁾ に賛同していたの

に対して、プルシェンシュタインのフィーリップ・ウッツ・フォン・シェーンベルクは、非常に封建的で、王党派として世に知られていたフォン・ポーゼン⁽²²⁾とともに、それに反対した（『ザイダの報知者』、第14号）ことから明らかになる。）『ザイダの報知者』で彼〔領主〕のために立って、弁護した牧師補（Kandidat）カルル・ハインリヒ・フェルトマンは、当時ハルテンシュタインとともに、ある「共学学校」（Sammelschule）を主宰しており、ここに通学するのは、大抵はプルシェンシュタインの家産裁判所の裁判所役人の子弟であった。彼〔フェルトマン〕⁽²³⁾は1889年に退職聖職者としてマイセン近郊クルン（Cölln）で死去した。領主フォン・シェーンベルクは、郡長（Amtshauptmann）に勧められて轆轤貢租を免除した時、ほとんど涙を流さんばかりであった、というトロイトの主張に反対して、フライベルク郡長フォン・ツァーン⁽²⁴⁾は、これを虚偽のつくりごとと述べている。トロイトはこの訂正を検討して、郡長たちが諸自治体に対する〔権利の〕放棄と寛大さを騎士領所有者たちに勧めるのに、かつての地位にあった時、自ら出会った、と記している。

1848年の『ザイダの報知者』の現存する部数は多くないであろうから、世襲的に権利と権力を所有してきた旧来の社会階級が、今世紀に新しい〔階級〕と闘わなければならなかった大規模な闘争における、牧歌的な一場景としての、ザイダの弁護士グスタフ・トロイトとプルシェンシュタイン所領（Herrschaft）の所有者との紛争に注目するのは、まさに50年後の今日、無用のことではたぶんないであろう。

以下が「公開状」の翻刻である。ただし、主としてルートヴィヒ・ベルネ（Ludwig Börne）とロッテク（〔Karl Wenzeslaus von〕 Rotteck）の言説を含むだけで、地域史上の意義を持たない中間部は除外されている。

貴族の従兄弟たちと閣下たちのための付録を付けた、プルシェンシュタインの領主フィーリップ・ウッツ・フォン・シェーンベルク宛の公開状。

（農民に対して好んで用いられる軍事的措置の評価のために。）

閣下！

閣下の城は先日、要塞の姿を示した。プルシェンシュタインは戒厳状態にあると、我々は多くの人の口から聞いた。すべての者は、平穏で温和な我々の領域で起こったどのような事件が、この措置を惹き起こしたのかと、驚き、不審に思っ眺めた。

「フリーデバハはまったく反乱の中にあり、農民たちは大鎌と乾草用熊手で武装して城に

行き、領主が農場領主へのすべての貢租を今後免除しないならば、城に火を付ける」。

このような、また、その他の噂が言い触らされて、不安を生んだ。そして、一匿名者は、
「クラウスニツなどの農民たちの、常軌を逸した要求」（彼らは、閣下が知っているように、もっとも慎ましやかな請願をもってさえ閣下に近付いたことはないのであるが）、および、殺人と放火による脅迫

について、ドイツ一般〔新聞〕(teutsche Allgemeine)に報告することさえ、ためらわなかった。同様にプルセンシュタイン通信員は、フリーデバハの農民たちが断固たる要求を提出した、と世間に思い違いさせることを、ためらわなかった。〔実際には〕彼らは、閣下が知っているように、「農民地保有者に課される、土地領主への負担の一部を寛大に免除すること、借家人たる小屋住農と借家人とを、彼らは、いずれにせよ、ほとんど、あるいは、まったく支払うことができないのであるが、解放することを……請願する」より以上のことはしなかったし、意図していなかったのであるが。

これは閣下宛のフリーデバハの請願書の言葉であり、私がその起草者である。私はこの要望を完全に許されている、そして、慎ましい要望であると考え、喜んでそのために手を差し出した。私は、多くの〔農民の〕場合その高さが国家への公課を上回る、中世的諸負担の圧力の下で、閣下の農民たちが呻吟しているのを知っているからである。

彼らは、心が閣下の胸にあるに違いないと確信して、閣下の心に訴えた。そして、彼らが後者〔現在の時代状況〕に注目させたのは、閣下が時代状況の重みを理解することを期待してのことである。

私は、いずれにせよ時効のために消えてしまった農場領主への貢租の中で、最近捜し出されたものを、領民に課すことになる償却〔協定協議〕の期日⁽²⁵⁾という機会に、フリーデバハ村の先頭に立って、この請願書を閣下自身に手渡すように委託された。しかし、私の授権者たちは心を変え、彼らの中から選ばれた代表者数人を通じて、自らの請願書を手交するのをよしとした。

閣下のライプツィヒ新聞通信員は、フリーデバハの住民が最初は、その請願書(Bittschrift)を全員で提出しようと思っていたことを、彼らの罪と考えようとしているが、その場合、彼は、請願書を、単独であれ、多人数であれ、自ら提出することは各人の自由であること、自治体の集会の権利ばかりでなく、民衆集会の権利も国家の最高権力によって承認されている現在では、とくにそうであること、を明らかに考慮していない。

閣下は、その到着についてすでに知らされていたフリーデバハの代表者たちを驚くほどの柔らかに、そして、家長のように応接し、自分と領民との間のあらゆる紛争と不和が今後なくなることを希望し、提出された懇願を可能なかぎり配慮すること、とくに、3日以内にそれについての自分の決意を通告することを約束した。

その間に、曾孫〔閣下〕の中にある、閣下の祖先の騎士精神は不安になって、軍事的援助に目を向けた。その間に閣下は城を空にし、消火ポンプ（Spritzen）を引き出し、投石機（Böller）に装填し、家族を避難させた。そして、閣下自身が逃亡を思い留まったのは、土地の聖職者に勧告されたからである。その間に武力、100人の騎兵が、磨かれたサーベルと実弾薬筒を持ち、4人の士官とともに進入した。閣下の村々には、あるいは、閣下の村々のどこにも、何の混乱あるいは無秩序も生じていなかったのであるが。

我々の平穏な都市〔ザイダ〕も軍隊の真夜中の奇異な通過のために非常に狼狽し、不安にされた。それ〔ザイダ〕は、取られた予防策の重大さから、それを呼び起こした脅威の重大さを推論せねばならないと考えたので、不安は時とともに増大した。そして、ノイハウゼンばかりでなく、ザイダにも市民警備隊が創られた。彼らは、昼間の仕事の後で休息するために必要な夜の時間を、無益な巡察任務のために犠牲にしなければならなかったのである。

閣下、世界中のだれが、どういう権威がこのような事情の下で、軍隊を呼び寄せて、この地方全体を不安にさせる権利を閣下に与えたのか。もっとも高い高地村落ザイフェンあるいはハイデルベルクから来たという脅迫状が、1-2通投げ込まれたとしても、閣下はこのための資格を得ることができない。なぜなら、第1に、脅迫と実行とは、まったく違った二つの事柄であること、次に、軍隊が、脅かされている放火を防止することはきわめて困難であること、を閣下は知っていたに違いないからである。

私の聞いているところでは、同じ脅迫状は近隣のいくつかの他の騎士屋敷（Rittersitze）でも発見された。しかし、それらの領主たちが同じ恐怖を示して同じ「措置を取った」とは、私は聞いていなかった。

さらに閣下は、武力が、武装した無力に転落すること、100人の騎兵はたった一つの農民自治体にも、後者が本気になると、抵抗できないこと、を知っていたに違いない。そして、このことについては最近の諸事件が閣下に少しの疑問も許さなかった。その上に閣下は、徴発された騎兵は閣下の護衛兵を勤めることはできないこと、村々は、閣下に対する示威運動を実施しようとしたとすれば、警備兵の帰還を待ちさえすればよいこと、を考えたに違いな

い。したがって、閣下は、閣下の軍事作戦がいかに無益であったか、を理解している。実際それは、恐れられている示威運動を呼び起こすのにもっとも適した手段であった。気晴らしのために閣下の恐怖した気分をなお一層恐怖させるより以外の目的は、それによっては達成されなかったのである。

そのために、閣下のライプツィヒ〔新聞〕通信員の所見は、真に同情ある笑いを惹き起している。彼は、フリーデバハの示威運動の実行が、取られた措置の結果として中止されたか、それとも、されなかったかを、未定のままにしているからである。

フリーデバハ村は、法律の大地を一步たりとも外れず、彼らの要望を満たすために、閣下の自由意志にのみ任せることを決意していた。それに反して、脅しが行なわれたとすれば、それはこの村のせいではなく、もっぱら脅迫者のせいである。

そのために、前者〔フリーデバハ村〕はこのような告発に対して断固抗議している。この村は自らに、あらゆる違法な行動がないことを知っている。そこで、むしろ閣下は、武器の騒めきと馬の足掻きのために不必要に周囲を恐怖させたことによって、我々の刑法典第96条⁽²⁶⁾に示されている罪を犯していないかどうか、という問題が生じるのである。

したがって、この強行手段を閣下に勧めたのがだれであるにせよ、この助言は現在における政治家の思慮を示していない。この助言者は、彼にとって無用な教訓としての歴史、とくに現代史の研究を断固として思い留まるべきであろう。

しかしながら、取られた措置は著しい不利益に帰結した。それがヴァルデンプルク⁽²⁷⁾の最近の事件をどれほど準備あるいは促進したか、を度外視しても、このことは彼ら〔閣下〕⁽²⁸⁾の領民の信頼と愛情を——閣下がそれを持っていたとしても——未来・永久に閣下から奪ってしまった。閣下は、飢えた胃に鉛を食わせようとしている、との不安、閣下は、閣下〔領民〕が何らかの請願書を手にして、ふたたび閣下に近付こうとする場合に、閣下の忠実な領民を切り殺す、あるいは、射殺する勇氣を持っている、との不安をそれは彼ら〔閣下〕の領民に感じさせた。それは遠方の彼ら〔領民〕に対して、閣下の紋楯に付いているライオンが、一度血を舐めると、本来の野生に戻るとの危険を示したのである。

閣下はあの領民の信頼を軽率にも失なうべきではなかった。それは、兵士のサーベルより確実に強固な護身具である。ルイ・フィリップ (Louis Philipp)、ギゾー ((Guillaume] Guizot)、メッテルニヒ ((Klemens Lothar Wenzel Fürst von] Metternich)、および、すべての民衆抑圧者たちは、その民衆に愛されていたならば、用心のために彼らのチュイルリー

宮と邸宅とを連隊で取り囲む必要はなかったであろう。あそこでは大規模に、ここ〔ブルシェンシュタイン〕では小規模に。私のこの判断が孤立したものであると、閣下は考えてはならない。彼ら〔閣下〕の措置を閣下自身のために深く悲しむ者が、私だけであると、考えるとすれば、閣下は間違っている。

閣下のすべての領民、私が彼らの全階級から意見を聞く機会を毎日持っているところの、閣下のすべての領民は、閣下が、軍隊の給養のために用いねばならなかった金額を、閣下のザイフェンとハイデルベルク〔村〕の住民に与えた方がよかったであろう、と一致して考えている。閣下は、100人の兵士に与えた食料でもって、飢餓のために困憊した閣下の木材轆轤工の少なくとも50人の空っぽの胃を満足させることができた。ザイフェンとハイデルベルクは閣下のアイルランドであり、閣下のフォークトラントであり、同時に閣下のシュレージェンである。それにもかかわらず、この風評を信じてよいとすれば、百万長者として世に知られている閣下、人間の眼では見渡すことのできないほどの森林と地所を持つ閣下は、郡長に勧められて、貧乏な轆轤工に対して領主への貢租、いわゆる轆轤貢租を免除した時、ほとんど涙を流さんばかりであった。

繰り返して言えば、私の判断はけっして特殊な判断ではない。それは閣下のすべての隷属民（Hörige）によって共有されている。閣下の廷臣とその他の家来に関与させて、この書簡に対して反対請願を仕上げたとしても、閣下はそれを信じてはならない。それは、閣下の愛顧によって自分の利益を得ようとする努力から生じた、卑劣な追従の産物である。

閣下は、時代の声、独立と自主を護ってきた人々の声を聞きなさい。閣下は、閣下の領民の要望を支持することによって、閣下自身の幸福、閣下自身の幸運を望みなさい。遅すぎる、という今日の標語が閣下にも適用される場合、そして、閣下が、現在ならば小さな犠牲を払うと閣下の義務者の感謝を得ることができるが、法律による強制の際には一層大きな譲歩をせざるをえない場合、閣下は後悔するであろう。

閣下が現在辿っている道は、時宜に応じた正しい道ではない。——それは、暴力による崩壊に導く軌道であり、破壊するが再建することのない、あらゆる力の挑発行為である。

閣下、囲りを見今なさい。——ヴェルテンベルク、バーデン、プロイセンが、そして、今では我々の祖国も、私の主張の正しさを雄弁に証明している。この種の暴動は、残念なことであるが、当然である。それを阻むのは、閣下の責任でもある。

我々の有能な大臣ブラウン⁽²⁹⁾とオーバーレンダー⁽³⁰⁾とは、各人がそれぞれの区域で国内

の安寧維持のために寄与するよう警告している。彼らは、王侯がその瞬間を重大にも容認せねばならなかったと指摘し、そのために、特権を与えられた他の人々も、その狭い区域で遅れをとらないように、正当にも期待している。

全ヨーロッパを揺り動かしている現時の運動は、まったく高貴で崇高なものであり、その特徴は所有の順守、私権の不可侵である。しかしながら、最低辺の民衆が所有をどれほど判別し、顧慮するかは、問題である。民衆が、その暴君に対して長く抑えられていた恨みを、抑制しているかどうか、彼らが、それをもって自分を富ませるためではなく、憎まれ者の所有物を破壊するために、その〔暴君の〕私有を犯さないかどうか、は問題である。

農民と労働者は盗むために反乱を起こすのではたぶんない。——エルターライン⁽³¹⁾とヴァルデンブルクでは彼らは、発見した紙幣を我がものにせず、火中に投じた。——彼らは、抑圧者への憎しみを一度に晴らすために、破壊したのである。同じ動機が民衆をギゾーの邸宅とメッテルニヒ〔のそれ〕の破壊に駆り立てた。そして、これらの人々の私有が顧慮されなかったことについて、非難の声は高まっていない。

したがって、動機は、初めて見て思われるほど卑しくない。私有への侵害は、徐々に合言葉 (Schiboteth) になりはじめたが、我々の時代意識と世論が久しい昔から反対してきた特権と特典は、その〔合言葉の〕うしろでなおも保護を求めている。偉大な王侯たちが寛大に許容している時、小王侯の幼稚園としての人身と所有の安全の侵害という悲鳴が徐々に形成されている。「権利 (Gerechtigkeiten) は公平 (Gerechtigkeit) の死であり、特権 (Freiheiten) は自由 (Freiheit) の死である」⁽³²⁾とゾイメは言う。「剣の力で平民を実際に踏みこむことと、諸事情のために弱体化した王権に対する事実上の反抗とが、貴族の権利の主たる基礎であった」⁽³³⁾と、貴族たるフォン・ロテック自身が告白している。したがって、土地領主の域に対する農民の突撃、労働者による工場の破壊は人身と所有の侵害ではなく、特権に対する闘争であり、資本と労働の不均衡の結果であって、不自然な権利に対する、時効のために権利と名付けられた不法に対する、嘲弄して歴史的権利と言われるものに対する、自然法の報復である。

私は、犯された暴行の弁護人になるつもりはすこしもない。それは法律違反であり、いかなる事情があっても、罰されるべきである。しかし、それは、特権を与えられた者にとっては、自分の特権の起源と歴史的発生について十分に熟慮し、時宜を得た譲歩を親切に与えるための二重の機会となるべきである。——

閣下は、厳重・無情な法に対して恩恵を与えなさい。——何百人もの閣下の身内（Angehörige）が、一人の者を富ますために飢え、凍えること、彼らが、手仕事で得た一片のパンを、彼らの農場領主たる閣下と分かち合わなければならないこと、これを閣下は今後許してはならない。

寛大で気高い行動がザクセン貴族の行動でもありうる、という模範を閣下はザクセンの貴族に示しなさい。法による強制的開始の前に今すぐ狩猟権を土地保有者に返還しなさい。彼〔土地保有者〕を領主への諸貢租の重圧的負担から、その相応の軽減によって救出しなさい。とりわけ、そして、ただちに、不都合で憎まれている認可料（Gunstgeld）——困窮した者が、大きな犠牲を払って借用せざるをえない借金について、さらに閣下に支払わねばならない認可料——を放棄しなさい。——簡単に言えば、聖職者たちが十分に正教的にも、聖書に基づいても説教することができない〔と考える〕閣下は、聖書にあるところの、我々の主の次の言葉に留意しなさい。

私たちは言葉や口先だけで愛するのではなく、行ないと真実とをもって愛し合おうではないか⁽³⁴⁾。

閣下が、請願をきっかけにしてフリーデバハ村に与えた譲歩は、けっして譲歩ではなく、仮の承諾にすぎない。閣下が解放した借家人は、ただ生きているだけの生活しか持っていない。そして、それを彼らから奪うことを、我々の刑法典は、あらかじめ定めた場合にしか許していない。1846年以後に〔小屋を〕建てたかぎり、この解放に同様にあずかるべき、借家人たる小屋住農は、たった1人を除いて、フリーデバハ村にはいない。領主への新たな負担を将来の新築者に賦課する権限は、閣下が十分に知っているように、近い将来の我々の立法によって廃止されるであろう。

しかし、閣下を表向きは請願者の拒絶に至らしめた動機は、特異にも一般の驚きを呼び起こした。閣下がフリーデバハ村への文書による回答で述べているところでは、力の不足が、請願の承諾への障害である。それにもかかわらず、閣下がザクセンの騎士領所有者の中でもっとも豊かで、資産があることは、この地で、また、この国で広く知られているのである。

したがって、閣下の譲歩は、好意的で父親のような、口調のよい単語と熟語にすぎない。そのような言葉を我々は最近の古き良き時代にメッテルニヒの例（Schablonen）にならってヤールケ⁽³⁵⁾とフルター⁽³⁶⁾の口から死ぬほど食わされてきたのである。この食物は栄養にな

らない。——民衆は、自分の耳が閣下の舌でご馳走されることを望んではおらず、閣下の有用な手を通じて、口で食べうる食料を望んでいる。そのために、閣下は、閣下が閣下の身内〔領民〕に拒絶したが、閣下の前任者〔先祖〕は自由意志で与えていた反対給付を、ふたたび元通りにしなさい。彼らが寒気から身を護りうるように、閣下の無限にある森林から、閣下の領民に木材をふたたび安価に供給しなさい。閣下のもっとも古い祖先たちもすでに反対給付を与えていたことを考慮しなさい。

民衆が全権を与えた過去の首長たち、我々の昔の將軍たち首領たちも、報償を与えた。——彼らは味方を保護し庇護し、自ら先頭に立って敵と戦い、一族の幸福のために大胆にも自分の身柄と財産を犠牲にしたのである。

最近では皇帝と国王たちも大きな譲歩をした。彼らは、歴史的には貴族のそれと同じく、あるいは、それよりはるかに根拠のある特権を返還したのである。オーストリア皇帝のみでなく、すこし前には地上の「いかなる」権力も強制しえなかったプロイセン国王も、被支配者の自意識の目覚めに直面して、民衆に国家基本法を授与した。南ドイツ諸邦は、一定区域の領民に対して、私人としての国家の保護に帰属する権限を無償で廃止させた。

偉大な王侯、偉大な支配者がこれを思い切ってやったとすれば、騎士の城と貴族の館にいる小人の王（侏儒の支配者）からこれを期待しても、不当ではないであろう。

時代がそれを迫っている。歴史的な権利は、あらゆる障害を圧倒してゆくために、地上の力の中でもっとも抵抗しがたいもの、世論によって判決を下されている。——賦役の償却から王朝の交替が生じるであろう。——バヤール (Bayard)⁽³⁷⁾ と国民新聞 (Volksblatt)⁽³⁸⁾ の流布について閣下が賞賛に値する功績を上げたにもかかわらず、活気があって、留めがたいところの現代の進歩を阻もうとすることは、空しい努力である。

閣下、閣下の祖先の権利の中で、時代の力が無償で破壊してしまった数多くのものを思い浮かべなさい。

したがって、今日からは親切と人情で満たして心を開きなさい。数年前に閣下の数人の村民がなしえたように、彼らとその免除を熱望していた、農場領主への貢租を、少なくとも償却するという、フリーデバハの最近の請願をも、閣下が同様に拒絶したこと、閣下の同僚の中で領民の要望、彼らの熱烈で切なる上申と請願に同意しなかったただ一人の人が閣下であること、ここに閣下の悲惨な名声を求めてはならない。その時が去ぎぬうちに、閣下の譲歩を急ぎなさい。それが真の譲歩である時に、閣下のすべての特権に頑固、無情に固執する

ことによって、法律の軌道に一步一步忠実であったし、忠実であろうと欲している、閣下の村々を迷わせて、法律の軌道から外れさせてはならない。閣下は、無法な暴力と惨事の場面という、嫌悪すべき現象を愚かにも呼び出し、それによって我々を特有の危険に突き落としはならない。強情な拒絶が余所で、また、至る所でどれほど悲惨な結果を生んだか、に注目しなさい。閣下の領民は、閣下が人道的な親切さを示すやいなや、ふたたび閣下に心を寄せるであろうことを、信頼しなさい。

……農民の暴力行為に対する恐怖から彼らの要望を、至る所で叶えてやった、プロイセンの農場領主たちのあらゆる譲歩についてカンプハウゼン（〔Ludolf〕 Camphausen）が公布した無効宣告を考えて、閣下は自らを慰めてはならない。

プロイセンのこの新大臣が、この退却を援護するために引き合いに出した原則、強制された譲歩は効力を持たない、という原則は、法的秩序と安寧の時にのみ真実である。運動の切迫の中では、自然法と自然的自由が、歴史的不法と、時代に反する特権とに対して路を開いて進むような、暴力を用いる自力救済の流れの中では、今日至る所で始まる恐れのある、このような流れの中では、重々しい法律という形の利用と適用に対する敬意は、はなはだしく下がっている。——ここにあるものは、一人の人間が企てた特定の人間に対する暴力ではなく、道徳的動機と道徳的必要が規定する道徳的作用である。それは、騎士の圧制の時代に、我々農奴の、あるいは、世襲隸民の曾祖父の存命中に、その果実が熟してしまった、すべての樹幹および系譜の根に斧を当てる民衆の時代の手である。カンプハウゼンはそれによって意識しないで、また、望みもしないで、非常に危険な原則を述べたのである。すなわち、彼は革命のすべての所得と獲得物との効力を問題にした。そして、彼は、民衆によって〔国王に〕「道徳的に」押し付けられた新大臣としての彼自身の立場を、彼は明らかにそれを考えていなかったが、不法と説明したのである。しかし、プロイセン国王も同様に、アイヒホルン（〔Karl Friedrich〕 Eichhorn）とザヴィニイ（〔Friedrich Carl von〕 Savigny）を彼の代りにふたたび招集〔任命〕しようとはしないであろう。彼は、民衆に保証した憲法を、今後もなお与えない勇氣と力を持ってはいないであろう。

したがって、閣下がこの慰めに向かう前に、閣下はまず、カンプハウゼンの取り消し〔命令〕の結果を期待しなさい。そして、上述のように、現在の事情の下では事実上の矛盾を含んでいるところの、見せかけの首尾一貫性を早まって喜んではいない。

閣下、私が閣下に率直に言おうと望んだこと、私が閣下自身の幸福のために閣下に言うべ

き義務があると考えたこと、がこれである。

これは私の心からの、真心からの確信である。実際私は、私の良心がその取り消しを許すような言葉を知らない。

常に甘美というわけではない真理の理解によって、閣下が〔名誉を〕傷つけられたと感じるならば、告発の道が閣下には開かれている。私はそれを恐れない。私の言葉に侮辱がある場合には、私はそれについて科される刑罰を心穏やかに甘受し、私が正当であるとの感動的な喜びをもって、この小さな犠牲に敬意を払うであろう。

1848年4月10日 ザイダにて

弁護士グスタフ・トロイト

〔注〕

- (1) 松尾 (b), 430-431ページ。
- (2) Knauth, S. 45-56.
- (3) 松尾 (b), 431ページ参照。
- (4) 松尾 (b), 440ページ注 (20) に記しておいたように、この請願書は現存しない。
- (5) この「目録」については Ringel, S. 967-974 を参照。
- (6) なお、この目録の76ページによれば、1911年以後の同名の新聞は、ザイダ市図書館に所蔵されている。
- (7) 松尾 (a), III, 171, 173ページ, 注 (2)。
- (8) これはシラーの戯曲『ヴィルヘルム・テル』第4幕第3場における主人公テルの台詞と考えられる。 Schiller 1837, S. 137. 野島訳, 362ページ。ただし、ここでは nicht im Frieden bleiben となっているが、P. クナウトは動詞を leben に替えている。
- (9) カスパル・カルル・フィリップ・ウッツ・フォン・シェーンベルグ (Caspar Carl Philipp Utz von Schönberg)。彼 (1804-64年。1981年3月30日付国立ドレーズデン図書館の回答による。) は1837年から邦議会上院議員であった。 SHB 1837, S. 112 . 彼は48年議会の保守派上院議員として選挙法の改正に反対した。 Geyer, S. 121; H. Schmidt, S. 55-56. 彼は49年および 49/50 年議会では議員ではなかった。 Vgl. VMS 1849, S. 5, 10; VMS 1849/50, S. 5, 10; SHB 1850, S. 44-48. 彼は50年, 54/55年には上院議員であった。 VMS 1850, S. 5; VMS 1854/55, S. 5. 彼は1854年議会上院で家産裁判権の廃止に反対した。 Holdack, S. 170. 彼は57年には上院議員ではなかった。 Vgl. SHB 1857, S. 77.
- (10) 松尾 (b), 443ページ, 注 (47)。
- (11) 松尾 (a), V, 127ページ, 注 (1)。
- (12) 松尾 (b), 440ページ, 注 (18)。

- (13) 松尾（a）, I, 199ページ, 注（27）。
- (14) 松尾（a）, I, 206ページ, 注（28）。
- (15) 松尾（b）, 430-31ページに引用されたR. ツァイゼ氏の記述によれば, 3月22日のことであろう。なお, R. ツァイゼ氏は上記引用個所で, フリーデバハの請願書が提出されたかどうかは不明であると書いているが, G. トロイトの公開状の冒頭部分から見て, 提出されたことは確実であろう。
- (16) 松尾（a）, II, 225, 227, 229ページ, 注（1）。
- (17) 松尾（a）, I, 170ページ, 注（22）。
- (18) 1841年以後の第1軽騎兵連隊（1. leichtes Reiter-Regiment）は兵員639人, 馬501頭からなっていた。そのうち4騎兵中隊はフライベルクに, 残りの2騎兵中隊はマリエンベルクに駐屯していた。Werlhof, S. 270, 274. — 1848年3月22日に同連隊の一大尉は80騎をもってフライベルクからプルシェンシュタインに出動し, 26日に半分が, 30日に残りの半分が帰営した。Werlhof, S. 276. これが, この公開状で問題にされているものである。
- (19) これはゲオルク・フォン・ツァーン（Georg von Zahn, 1811-81年）のことである。彼は, 1834年ドレースデン県（Kreisdirektion）試補, 43年内務参事官補（Supernumerar-Regierungsrat）。47年から51年までドレースデン県フライベルク郡長兼フライベルク工手学校（mechanische Baugewerkschule）校長。そのうち内務参事官（Regierungsrat）, 76年には枢密顧問官（Geheimer Rat）の称号を与えられ, 54年（あるいは51年）から78年まで内務省第四局（刑務所・救貧院（Straf- und Versorgungsanstalten）担当）局長。SHB 1843, S. 205; SHB 1847, S. 196, 214; SHB 1876, S. 280; 国立ドレースデン文書館1981年11月16日付回答; Klein, S. 232.
- (20) エーゴン・ハインリヒ・グスタフ・フォン・シューンベルク, 通称ビーブラーン＝モルダウ男爵（Egon Heinrich Gustav von Schönberg, genannt Freiherr von Bibran und Moldau）。彼は1833年から下院議員代理であった。VMS 1833, S. 9.（下院議員代理は, 下院議員の一時的不在などの場合に, 任務につく。ザクセン王国憲法第69条。GS 1831, S. 256.）彼は43年から上院議員であった。SHB 1843, S. 43. 彼は48年議会の始めには自由派と呼んでよいほどの上院議員であったが, しだいに右に移り, 会期末には選挙法の改正に反対した。Geyer, S. 121; H. Schmidt, S. 22, 55-56, 213. 彼は49年および49/50年議会では議員ではなかった。Vgl. VSM 1849, S. 5, 10; VMS 1849/50, S. 5, 10; SHB 1850, S. 44-48. 彼は50年から上院議員であった。VMS. 1850, S. 5. 彼は, 家産裁判権の廃止に反対する53年12月の請願書に署名した8人の上院議員（Holldack, S. 157）の一人である。1988年12月5日付国立ドレースデン文書館の回答。彼は1870年に死去した。SHB 1870, S. 576.
- (21) 48年臨時邦議会は5月21日に開会したが, 上下両院の多くの騎士領所有者は開会直後に, 騎士層の土地所有の地位と農民のそれとを均等化するための請願書を提出した。それは, 騎士領を農村の他の土地所有から区別しているところの, 私法的・公法的起源の騎士領特権の廃止ないし償却に関して必要な法案を, 邦議会に提出するよう政府に求めたものである。具体的には教会保護権の廃止, 教区負担における騎士領の優遇の廃

止、他人の土地での狩猟権の廃止、一方の〔当事者の〕提議に基づいて農場領主への貨幣貢租を償却すること、一般に、速やかに、低い率で、かつ、関係者から費用を徴収せずに諸負担を償却すること、さらに、国家への家産裁判権の移譲が提案された。この請願書は H. Schmidt と Kretzschmar によって過大に評価されてきた。「貴族主義者のこの請願書は客観的には、農村における革命的民衆運動の直接的結果であった」。この請願書に表明された、土地所有の地位の均等化のための具体案について、上下両院の見解は一致しなかったので、議会閉会直前の11月になってようやく、議会は、騎士領特権の廃止ないし償却に関する法案を次の議会に提出することを要望する、という漠然たる内容の文書を政府に提出しただけであった。 Zeise, S. 183-188. Vgl. Geyer, S. 66; H. Schmidt, S. 203-205; Kretzschmar, S. 337.

- (22) クルト・エルンスト・フォン・ポーゼン (Curt Ernst von Posern)。彼は1833年には上院議員で (VMS 1833, S. 3), 37年には上院議員のほかにも聖マリーエンシュテルン尼僧院の代官 (Vogt) でもあった。SHB 1837, S. 112, 412. 同尼僧院はオーバーラウジツにあり、シトー教団に属した。この教会財団の民事事項を処理するのが代官である。代官は、オーバーラウジツ地方議会が推挙した、同議会に関して被選挙権のある、福音派貴族の中から、尼僧院長によって選任され、オーバーラウジツ地方議会に議席を持つ。Schumann, S. 147, 150. ザクセン王国憲法第63条 (GS 1831, S. 254) によれば、この尼僧院代官はそのものとしては邦議会上院に議席を持たない。C. E. フォン・ポーゼンは48年邦議会における保守派の中心人物の1人で、選挙法の改正と大聖堂参事会および修道院の廃止とに反対した。H. Schmidt, S. 16, 55-56, 162, 213, 215. 彼は49年および49/50年邦議会では議員でなかった。Vgl. VMS 1849, S. 5, 9; VMS 1849/50, S. 5, 10; SHB 1850, S. 44-48. 彼は50年にはまたも上院議員となった。VMS 1850, S. 5. 家産裁判権の廃止に反対する1853年の請願書の署名者の1人フォン・ポーゼン (Holldeck, S. 157) は彼のことである。1988年12月5日付国立ドレースデン図書館の回答。1876年には彼は上院議員ではなかった。SHB 1876, S. 39.
- (23) C. H. フェルトマンは1814年に生まれ、1858年にオーバーゲルスドルフ (Obergersdorf) の牧師となり、86年に引退した。ハルテンシュタインなる牧師は確認されない。1988年10月31日付ザクセン州立図書館ヨハンネス・ヤント (Johannes Jandt) 氏の回答による。
- (24) 前注 (19) 参照。
- (25) 前注 (15) 参照。
- (26) 1838年ザクセン王国刑法典第96条。「国家に不利益であるか、あるいは、公安を惑わせる、誤った情報を意図的に流布させた場合には、1年までの懲役刑が宣告される」。GS 1838, S. 138.
- (27) 1878年からグラウハウ郡に所属した都市。1834年の人口2,167人。HOS, S. 320. — 48年4月5日のヴァルデンブルク城突撃については、松尾 (b), 433-434 ページ参照。
- (28) 原文 ihrer Unterthanen を Ihrer Unterthanen と解する。以下, sie (3人称複数) と Sie (2人称単数) について同様である。

- (29) 松尾 (b), 439ページ, 注 (10)。
- (30) マルティン・ゴットハルト・オーバーレンダー (Martin Gotthard Oberländer, 1801-68)。彼はツヴィカウ市近郊の農村の出身で、1832年より前にツヴィカウで弁護士となった。同市の市議会 (Stadtverordnetenkollegium) 議長をへて、1840年 (一説に42年) から邦議会下院議員 (穏健反対派) となった。三月内閣内相 (48年3月23日 (一説に18日) から49年2月24日まで)。49年邦議会上院議員[※]。49年枢密内務参事官 (Geheimer Regierungsrat) の称号を与えられて、内務省管轄下の火災保険委員会議長に任命され、68年までその地位にあった。Geyer, S. 14, 35; H. Schmidt, S. 7-8, 90-91; Kretzschmar, S. 336-337; S. Schmidt, S. 46, 137, 160; Schlechte, S. 65; Weber, S. 19; Klein, S. 111; Blaschke, S. 291。三月内閣内相としてのオーバーレンダーを右派は、左派に譲歩しすぎると非難した。Schinke, S. 10; H. Schmidt, S. 49。確かに、ドイツ人の基本権の承認を主張する彼と、それに反対する他の閣僚との対立が、三月内閣互解の一因であった。Geyer, S. 166; Weber, S. 244; G. Schmidt, S. 33-35。しかし、彼は民衆運動に対しては強硬であった。シェンブルク家所領での民衆運動の高揚に直面して、オーバーレンダーは4月3日に同所領への軍隊の出動を命じ、4月20日には、強制と脅迫の下で生み出されたすべての権利放棄と契約を、法的に無効なものと宣告した。Zeise, S. 153, 170。選挙権の拡大を求める民衆運動が、9-10月に西部ザクセンに広がったが、その軍事的弾圧のために彼は、民主派としての名声を最終的に失った。Weber, S. 187。※一説では、改正選挙法に基づく48年12月の邦議会選挙において、ドイツ協会の候補としてのオーバーレンダーは、彼の本拠地たるツヴィカウ選挙区において、祖国協会の候補者に大敗した、とされている。Zeise, S. 233。これについて私が明らかにした事実は次の通りである。48年11月17日付暫定邦議会議員選挙法施行令別表によれば上院第37-39選挙区はツヴィカウ市を含み、同第73-75選挙区はドレースデン市とその近郊を含んでいた。GS 1848, S. 247, 254-255。ところで、VMS 1849, S. 3, 5によればM. オーバーレンダーは第73-75選挙区選出の上院議員であり、第37-39選挙区のそれはグラウハウ市の弁護士ベリケ (Julius Börcke) であった。J. ベリケは極左派、急進派であって、シェンブルク家の特権にはげしく反対した。彼はまた、「保有移転賃租は今後要求されてはならない」と提案し、この提案は可決された。H. Schmidt, S. 170, 207, 209。J. ベリケは49/50年および50年邦議会では議員でなかった。Vgl. VMS 1849/50, S. 3, 7; VMS 1850, S. 3-15; SHB 1850, S. 44-48。
- (31) 1874年からアンナベルク郡に所属した都市。1834年の人口1,002人。HOS, S. 266。——ここでは労働者によって工場が打ち壊された。そのために第1軽騎兵連隊の一大尉は3月29日にマリーエンベルクから46騎をもって出動した。Werlhof, S. 276。
- (32) これは、1988年11月14日付ドイツ文学館ルートヴィヒ・グレーヴェ (Ludwig Greve) 氏の示唆によれば、ヨハン・ゴットフリート・ゾイメの『シラクサ紀行』の中の次の一文を書き換えたもののように思われる。「人が権利と特権について語る所では、人は公平と自由について話すべきではまったくない」。Seume 1879, S. 146。
- (33) 私はこの文章の出所を明らかにすることができない。
- (34) 『新約聖書』, ヨハネの第一の手紙, 18。

- (35) G. トロイトの言うヤールケ (Jarke) は、カルル・エルンスト・ヤールケ (Karl Ernst Jarcke) と考えられる。後者 (1801-52年) は極右の政治著作家で、1831年からベルリンで、1832年からはメッテルニヒに直属して、革命と新教に反対する著作を次々に執筆した。三月革命のために48年夏休職を命ぜられて、ヴィーンを去らねばならなかったが、2年後には戻ってきた。ADB, Bd. 13, S. 711-721; NDB, Bd. 10, S. 353-354.
- (36) これはフリードリヒ・エマヌエル・フルター (Friedrich Emanuel Hurter, 1787-1865) と考えられる。彼はスイスの牧師であり、著作者であったが、その保守主義のためにカトリック教会に近付き、1841年その職を解かれた。1846年に上記ヤールケの仲介に基づきメッテルニヒによってオーストリアの宮廷顧問官 (Hofrath) 兼修士官に任ぜられた。三月革命のために48年5月に解任されたが、52年に完全な名誉回復を認められ、世襲貴族に列せられた。ADB, Bd. 13, S. 431-444; NDB, Bd. 10, S. 77. —なお、1982年3月26日付J. ヤント氏の回答によれば、ヤールケとフルターの名前を持つ牧師は、1848年前後にプルシェンシュタイン所領内の教会にはいなかった。
- (37) Kretzschmar, S. 333 によれば、これと次注の「国民新聞」は保守派の新聞であったが、いずれも発行部数は大きくなかった。なお、Hagelweide に載録されていない「バヤール」(この紙名は、中世末フランスの豪勇な騎士ピエール・ドゥ・テレル・バヤール (Pierre du Terrail Bayard) に由来するのであろう) は、Wüstling, S. 46 と1988年3月4日付J. ヤント氏の回答によれば、Der Kämpfer für Gott, König und Vaterland. Blätter zur Beförderung der wahren Volksinteressen なる副題を持ち、1846-48年にライプツィヒで発行された。
- (38) Hagelweide, S. 162, 343 によれば、この名称を持つ新聞で、ザクセンとその周辺で発行されていたものは、ハルレで発行されていたそれ (1844-78年) である。なお、この新聞の正式名称は、1982年12月28日付ハルレ大学図書館からの回答によれば、Volksblatt für Stadt und Land であった。

〔追記〕

- (1) 松尾 (b) において、修正を要すると思われるようになった箇所は相当数に上るが、ここでは次の2点のみを記しておきたい。
- (i) 注 (27) のアレクサンダー・グレーフについて。1987年10月29日の質問に対する1988年6月14日付国立ドレーズデン文書館の回答によれば、同館の「政治犯目録」のA. グレーフの項の内容はおおよそ次の通りである。彼は1803年クリンミチャウで生まれ、ヴァルデンブルクで商店主となった。48年4月5日のヴァンデルブルク城突撃の後、民衆運動の指導者の一人として逮捕されたが、49年5月6日逃亡し、ドレーズデンに行き五月蜂起に参加した。五月蜂起鎮圧後バーデンの憲法戦役に参加した彼は、プロイセン軍に捕らえられて、ザクセンに引き渡され、大逆罪などによって10年8ヶ月の懲役刑を宣告された。赦免請願状に基づいてこの刑は8年に軽減された。その後の彼の生涯については何も分かっていない。——このことから、彼を穏健多数派の一人と片付けるR. ツァイゼ氏の主張は (私も同氏に従っていたが)、誤りであると思われる。

- (ii) 注 (40) のザクセン協会について。「ドレースデン新聞」1849年第67号の表題なしの記事の内容は次のとおりである。ザクセン協会は49年3月3日ドレースデンで結成された。国王に対して (Geyer, S. 165 によれば2月19日に提出され,) 上からのクーデタを求めた請願書は、この協会と密接な関係を持っている。署名者たる前上院議員たちは、「しばしば会合して、国王と祖国〔ならびに保有地移転貢租と封建的諸負担——民主派たるドレースデン新聞編集部 (D. R.) の皮肉な注〕を忠実に愛しつつ、長い間保ってきた絆を維持するばかりでなく、現在および将来にも共同の努力によって、これまで公的生活において確証してきた信念を承認・普及させる、との、48年臨時邦議会の最終日11月17日の決議を忘れず、本日会合し、「ザクセン協会」を創設した」。指導部をなすのはフォン・フリーゼン (松尾 (b), 442ページ注 (40)), フォン・ツェーンベルク=ビーブラーン (本稿, IV, 119ページ注 (20)) などであった。「Sachsenverein」, S. 530. これは, Freiberger Anzeiger und Tageblatt 紙 (この新聞は1988年2月10日のJ. ヤント氏の回答によれば自由派であった) の記事から取られて、ブーフホルツの通信員から3月15日付でドレースデン新聞編集部に送られてきたものと考えられる。
- (2) 本稿, I, 187ページ下から14行目 (I. K. ……) の上に (Dr. Mirus) の1行を挿入する。これは請願書第1ページ中央部左側に薄い文字で書かれている。弁護士たる博士カール・モーリツ・ミールス (Dr. Carl Moritz Mirus) は、すでに1837年にはライスニヒ市の市長であった。SHB 1837, S. 347. さらに, 43, 45年には市長のほかはいくつかの家産裁判所長を兼ねている。SHB 1843, S. 83, 210 usw.; SHB 1845, S. 78, 200 usw. 彼は45年と47年には上院議員でもあった。VMS 1845, S. 4; SHB 1847, S. 43 usw. 彼は48年邦議会上院にはほとんど出席しなかった。H. Schmidt, S. 18. ここに彼の名前が記されていることは、この請願書の審査が彼に委ねられたことを意味しているであろう。49年および49/50年邦議会では議員ではなかった。Vgl. VMS 1849, S. 4, 9; VMS 1849/50, S. 5, 9. 彼は50年には市長でもなく (Vgl. SHB 1850, S. 200), 家産裁判所所長であった。SHB 1850, S. 80 usw. 彼は63年から70年まではライスニヒの弁護士として記載されている。SHB 1860, S. 119; SHB 1870, S. 140.

〔引用文献〕

- ADB=*Allgemeine deutsche Biographie*, Leipzig 1875ff.
- Blaschke, Karlheinz, "Minister des Königreichs Sachsen 1815–1918" in: Klaus Schwabe (Hrsg.), *Die Regierungen der deutschen Mittel- und Kleinstaaten 1815–1933*. Boppard am Rhein 1983.
- Geyer, Curt, *Politische Parteien und öffentliche Meinung in Sachsen 1848–1849*, Leipzig 1914.
- GS=*Gesetzsammlung für das Königreich Sachsen*, 1818ff. ; *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen*, 1835ff.
- Hagelweide, Gert, *Deutsche Zeitungsbände in Bibliotheken und Archiven*, Düsseldorf

- 1974.
- Hollmack, Heinz Georg, *Untersuchung zur Geschichte der Reaktion in Sachsen 1849–1855*; Berlin 1931.
- HOS=*Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen*, hrsg. von Karlheinz Blaschke, Leipzig 1957.
- Jacob = Regina Jacob/Gertrud Höhnel, *Die Zeitungsbestände des Stadtarchivs Leipzig 1730–1963, mit Anhang: Die Zeitungsbestände der Stadtarchive des Bezirkes Leipzig*, Leipzig 1964.
- Klein, Thomas, *Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815–1945, Bd. 14, Sachsen*, Marburg 1982.
- Knauth, Paul, "Ein Revolutionsidyll", in: *Mitteilungen des Freiburger Alterumsvereins*, Bd. 35, 1898.
- Kretzschmar = Rudolf Kötzschke/Hellmut Kretzschmar, *Sächsische Geschichte*, 2. Aufl., Frankfurt am Main 1965.
- NDB=*Neue deutsche Biographie*, Berlin 1953ff.
- Pepino(a) = Jan Pepino, *Sächsische Zeitungen in Bibliotheken, Archiven und Museen des Bezirkes Dresden*, Dresden 1971.
- Pepino(b) = Jan Pepino, *Sächsische Zeitungen in Bibliotheken, Archiven und Museen des Bezirkes Karl-Marx-Stadt*, Dresden 1973.
- Ringel = Martin Ringel/Gerhard Schmidt, "Die Kartei der politisch Verfolgten 1830–1867 im Staatsarchiv Dresden", in: *Beiträge zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. 12, 1970.
- "Sachsenverein" = Ein anonymes titelloser Artikel über Sachsenverein, in: *Dresdner Zeitung*, 1849, Nr. 67 vom 20. März.
- Schiller, Friedrich, *Wilhelm Tell*, Tübingen 1804, zitiert aus: *Schillers sämtliche Werke*, Bd. 6, Stuttgart und Tübingen 1838. 野島正城訳, 『世界文学全集』, 第2期第2巻, 河出書房 1956年。
- Schinke, Walter, *Der politische Charakter des Dresdener Maiaufstandes 1849 und die sächsischen Patreien während des Aufruhrs und seiner unmittelbaren Folgen*, Halle 1917.
- Schlechte = Hellmut Kretzschmar/Horst Schlechte (Hrsg.), *Französische und sächsische Gesandtschaftsberichte aus Dresden und Paris 1848–1849*, Berlin 1956.
- G. Schmidt = Gerhard Schmidt, "Die Zentralverwaltung Sachsens von 1831 bis 1918" in: *Letopis, Reihe B*, Nr. 27, 1980.
- H. Schmidt = Hellmut Schmidt, *Landtagsverhandlungen im Königreich Sachsen 1848–1850*, Diss. Leipzig 1923.
- S. Schmidt = Siegfried Schmidt, *Die Entwicklung der politischen Opposition im Königreich Sachsen zwischen 1830 und 1848*, Diss. Jena 1953.
- Schumann, August, *Vollständiges Staats-Post-und Zeitungs-Lexikon von Sachsen*,

- Bd. 6, Zwickau 1819.
- Seume, Johann Gottfried, *Spaziergang nach Syrakus im Jahre 1802*, 3. Theil, Leipzig 1811, zitiert aus: *Prosaische und poetische Werke von J. G. Seume*, 6. Theil, Berlin 1879.
- SHB=*Staats-Handbuch für das Königreich Sachsen*, 1837ff.
- VMS=*Verzeichnis sämtlicher Mitglieder der Ständeversammlung*, Dresden 1833ff.
- Weber, Rolf, *Die Revolution in Sachsen 1848/49*, Berlin 1970.
- Werlhof, Ernst v., *Geschichte des 1. Husaren-Regiments "König Albert" Nr. 18*, Leipzig 1909.
- Wolff, Christa, *Zeitungen und Zeitschriften im Bestand der Stadt- und Bezirksbibliothek Leipzig und der Stadt- und Kreisbibliotheken des Bezirkes*, Leipzig 1983.
- Wüstling, Hans-Dieter, *Sächsische Zeitungen in Dresdner Bibliotheken und Archiven*, Dresden 1966.
- Zeise, Roland, *Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*, Diss. Potsdam 1965.
- 松尾 (a) = 松尾展成, 「「九月騒乱」期における騎士領プルシエンシュタイン所属集落 (南ザクセン) からの請願書」, I-V, 『岡山大学経済学会雑誌』, 12巻 2号-13巻 2号, 1980-81年.
- 松尾 (b) = 松尾展成, 「三月革命期における騎士領プルシエンシュタイン所属村落 (南ザクセン) からの請願書への序論」, 同上誌, 19巻 3・4号, 1988年.

Allen, die meine Arbeit in vielfältigen Weise gefördert und unterstützt haben, spreche ich meinen Dank aus. Insbesondere danke ich Herren Benutzungsabteilung der Bayerischen Staatsbibliothek (München), Dr. Karlheinz Blaschke (Dresden), Prof. Dr. Helmut Bräuer (Leipzig), Prof. Dr. Rudolf Forberger (Dresden), Ludwig Greve (Deutsches Literaturarchiv Marbach), Direktor Dr. Reiner Groß (Staatsarchiv Dresden), Johannes Jandt (Sächsische Landesbibliothek Dresden), Manfred Kobuch (Staatsarchiv Dresden), Rudolf Lehmann (Wermdorf), Prof. Dr. Roland Zeise (Dresden) und nicht zuletzt Dr. Gerhard Schmidt (Dresden).

Okayama, November 1988

Nobushige Matsuo